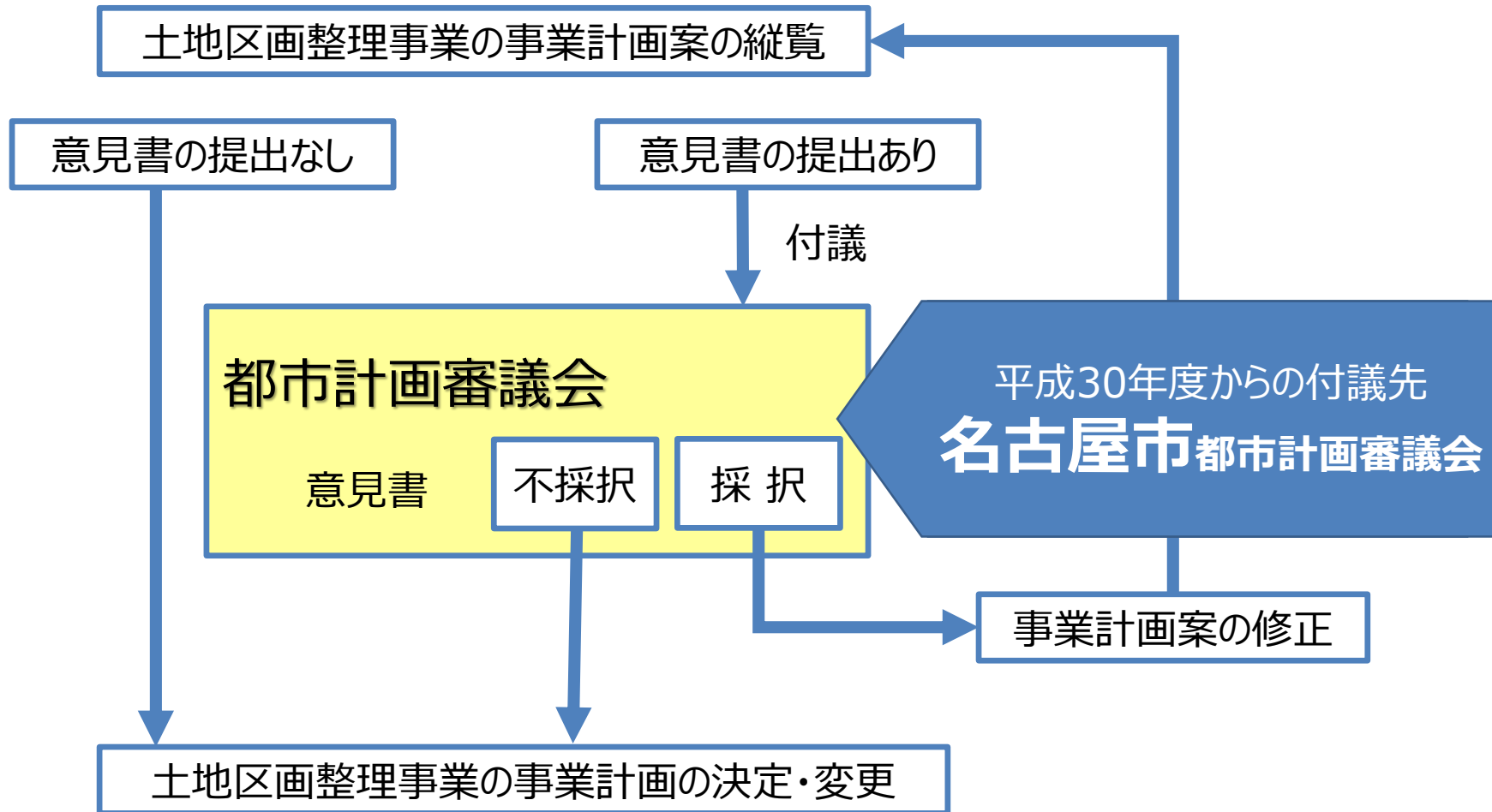


その他イ

名古屋市都市計画審議会 運営要綱の改正について

土地区画整理事業（本市施行）の都市計画決定・変更



名古屋市都市計画審議会運営要綱の改正について

土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容審査について準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定める次の事務を、会長の専決とする。

- 口頭意見の聴取その他口頭意見陳述に関する事務を行うこと。
- 意見書を提出した者が証拠書類又は証拠物を提出する場合の提出すべき相当の期間を定めること。
- 相当の期間を定めて、書類その他の物件の提出を求め、又は提出された物件を留め置くこと。
- 参考人の陳述又は鑑定を求めること。
- 現場検証をすること。
- 意見書を提出した者等に質問をすること。